



茨城県報 第 2980 号

平成30年3月19日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定（2件）（福祉指導課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定（4件）（福祉指導課）…………… 2
- 救急告示病院の認定（医療政策課）…………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 4
- 大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）…………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 7
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 15
- 道路の供用の開始（4件）（道路維持課）…………… 17
- 道路の占用を制限する区域の指定（道路維持課）…………… 18
- 土地区画整理組合の設立の認可（都市整備課）…………… 28
- 土地改良事業の工事の完了（農林事務所）…………… 28
- （選挙管理委員会）
- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定の取消し…………… 28
- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定…………… 29

公 告

- 開発行為の工事完了（5件）（建築指導課）…………… 29
- 道路の廃止（建築指導課）…………… 30

告 示

茨城県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード名	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
1218 戸蒔はり灸整骨院 (戸蒔朋勇)	つくば市上ノ室677-2	柔道整復	戸蒔 朋勇	平成29年 12月25日	指定

茨城県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード名	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
1217 あしたば接骨院 (城内成一)	古河市東本町1-7-19 MKビル302	柔道整復	城内 成一	平成29年 12月12日	指定

茨城県告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

コード名称	所在地	サービスの種類	開設者	指定年月日
0842440372 ドラッグ&ファーマシー エンドー薬局アワーズもりや店	守谷市中央2-16-1 ア ワーズもりや1F	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	株式会社 遠藤薬局	平成29年 12月5日

茨城県告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0872100821 きらきら星	ひたちなか市高場1673-34	介護予防通所リハビリテーション	医療法人社団 ハート	平成29年 12月8日

茨城県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0813010162 医療法人東湖会 北浦診療所	行方市山田1146-7	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	医療法人 東湖 会	平成29年 12月19日

茨城県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0874100654 サンホーム真壁居宅介護支援 事業所	桜川市真壁町下谷貝1449- 1	居宅介護支援事業	社会福祉法人 リベルテ	平成29年 12月20日

茨城県告示第287号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、次の医療機関を救急病院として認定したので、告示する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関名	所在地	認定期限
小美玉市医療センター	茨城県小美玉市中延651-2	平成33年3月12日
株式会社日立製作所日立総合病院	茨城県日立市城南町二丁目1番1号	平成33年3月12日
独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター	茨城県土浦市下高津2-7-14	平成33年3月12日
総合病院土浦協同病院	茨城県土浦市おおつ野四丁目1番1号	平成33年3月12日

医療機関名	所在地	認定期限
石岡市医師会病院	茨城県石岡市大砂10528-25	平成33年3月12日
J Aとりで総合医療センター	茨城県取手市本郷2丁目1番1号	平成33年3月12日
東取手病院	茨城県取手市井野268	平成33年3月12日
西間木病院	茨城県取手市戸頭一丁目8番21号	平成33年3月12日
取手北相馬保健医療センター医師会病院	茨城県取手市野々井1926	平成33年3月12日
医療法人社団 宗仁会病院	茨城県取手市岡1493番地	平成33年3月12日
医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	茨城県牛久市猪子町896	平成33年3月12日
東京医科大学茨城医療センター	茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1	平成33年3月12日
医療法人美湖会 美浦中央病院	茨城県稲敷郡美浦村宮地596番地	平成33年3月12日
水海道さくら病院	茨城県常総市水海道森下町4447	平成33年3月12日
古河赤十字病院	茨城県古河市下山町1150	平成33年3月12日
友愛記念病院	茨城県古河市東牛谷707	平成33年3月12日
茨城西南医療センター病院	茨城県猿島郡境町2190	平成33年3月12日

茨城県告示第288号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

つくば市西大橋599番地1

(2) 大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 土浦中神立SC

土浦市中神立町26番9 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	石 井 俊 樹
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青 木 宏 憲
未定	未定	未定

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年11月10日
 - (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,944㎡
 - (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 116台
 - イ 駐輪場の収容台数 45台
 - ウ 荷さばき施設の面積 132.5㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 14.8㎡
 - (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 翌午前 0 時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5 箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時
- 3 届出年月日
平成30年 3 月 9 日
- 4 縦覧の場所
茨城県商工労働観光部中小企業課

~~~~~

**茨城県告示第289号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年 3 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名  
株式会社日立ライフ  
代表取締役 加子 茂
- (2) 住所  
日立市幸町一丁目20番2号

2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン日立河原子

日立市河原子町一丁目 3 - 1 外

## (2) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ヨークタウン日立河原子計画

(変更後) ヨークタウン日立河原子

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (3) 変更の年月日

平成29年12月 1 日

## (4) 変更する理由

## ア 店舗名称が確定したため

## イ 未定テナントが確定したため

## 3 届出年月日

平成30年 3 月 7 日

## 4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

## 茨城県告示第290号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年 3 月 19 日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社日立ライフ

代表取締役 加子 茂

## (2) 住所

日立市幸町一丁目20番2号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン日立河原子

日立市河原子町一丁目 3 - 1 外

## (2) 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

## (3) 変更の年月日

平成30年11月8日

(4) 変更の理由

店舗配置計画に変更があったため

3 届出年月日

平成30年3月7日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) フォレストモール石岡

石岡市石岡字水久保12886番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成29年11月9日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称      | 住 所              | 代表者氏名 |
|-------------|------------------|-------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 真船幸夫  |
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県高崎市栄町1番1号     | 桑野光正  |
| 未定          | 未定               | 未定    |
| 未定          | 未定               | 未定    |
| 未定          | 未定               | 未定    |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年6月28日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,801㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 419台

(イ) 駐輪場の収容台数 202台

(ウ) 荷さばき施設の面積 318.5㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 75㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 午後 11 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分～午後 11 時 30 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成 29 年 10 月 27 日

## 2 市町村の意見

| 事 項                   | 石岡市からの意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 基本的な事項              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済団体等への積極的な協力、地域防災・防犯への対応、市内在住者の雇用など、地域と連携した活力あるまちづくりや地域商業の活性化となる地域貢献活動を積極的に受け入れるよう配慮してください。</li> <li>・事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離があった場合や設置者側に事前予測の前提が変わるような事情変更がある場合は、生活環境の保持の観点から再度調査・予測を行い、追加的な対応策の必要性を検討し、適切な対応策を講じてください。</li> <li>また、来客等が集中する時期においては、通常時の措置に加え、必要な措置を講じてください。</li> <li>・予定地や周辺の雨水量を考慮し、必要に応じて調整池や浸透施設等を設置するなど、雨水流出による周辺地域への影響緩和にご協力ください。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| イ 駐車需要の充足等<br>交通に係る事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗設置場所の周辺は住宅が多く、また県道 7 号線、同 52 号線及び近隣の市道は児童・生徒の通学路になっています。県道の歩道及び市道（以下「公道」）を歩く児童・生徒、市民の安全を確保するため、公道出入口手前への停止線の設置や、「歩行者注意」「車両出入口」等の注意喚起看板の設置、車両等と歩行者双方の視認性を高めるための照明の設置など、交通安全の確保に配慮してください。また、経路の設定等においても、歩行者等の安全確保に留意してください。</li> <li>・公道から店舗へ進入する車両等に対しても、歩行者への注意を喚起するよう配慮してください。</li> <li>・来店者が車両で公道へ出る際、左右の視認が困難な状況がある場合は、カーブミラーなどの交通安全施設を設置して、交通安全の確保に配慮してください。</li> <li>・多数の来店者が予想される場合は、交通整理員を増員するなど、交通安全の確保に配慮してください。</li> <li>・当該店舗周辺の道路交通状況は、主要地方道石岡・筑西線と県道石岡城里線の交差点があり、通勤時間帯には交通渋滞が起きております。また、近隣小学校の通学路となっていることから、各出入口において、歩行者の安全が図れるように十分に配慮してください。</li> <li>・出入口の構造変更等に関して、道路管理者（茨城県）と協議を行ってください。</li> <li>・駐車場から石岡・筑西線を 6 号方面へは右折不可、柏原工業団地方面から行里川交差点を過ぎての右折での入場不可の案内の徹底をお願いします。</li> <li>・県道石岡城里線を南から北上して右折で駐車場に入る場合、右折レーンの設定は予定されていないが、交通量も多く渋滞が懸念されるので対応をお願いします。</li> <li>・施設付近には杉並小学校があることから、子供達の登下校の時間帯は特に注意が必要である。このため、交通誘導員を常時配備していただきたい。</li> <li>・施設から公道への出入口は、いずれも車両の右折が禁じられています。このことにより、主に施設の南東方面へ至ろうとする車両等の多くは、周辺の生活道路へ進入することが懸念されます。地域住民に交通安全上の不安を抱かせることのないよう、努めて速やかに、主要地方道石岡・筑西線を国道 6 号線方面へ出られる出口の設置を検討してください。</li> </ul> |

|                         |                                                                                                                                             |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ウ 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮 | ・店舗営業により排出される事業系廃棄物について、周辺地域の生活環境の保持や衛生面での適切な配慮が必要であり、廃棄物の減量化及びリサイクル化の推進に努めてください。                                                           |
| エ 防災・防犯対策への協力           | ・防犯や青少年非行防止の観点から、駐車場や周辺施設への適切な照明の設置や警備員の巡回等により、犯罪や非行を抑止するよう配慮してください。<br>・不特定多数の来店者のあることが、地域住民の防犯上の不安につながることはないよう、照明・防犯カメラ等の適切な配置等に配慮してください。 |
| オ 騒音の発生に係る事項            | ・事業者は、店舗新設工事時に法令に沿った機材、工事車両の使用に努め、工事期間の日時及び時間帯等周辺の住民や環境への配慮をお願いします。<br>・また、店舗の営業開始後においても、早朝・深夜については特に静穏の保持に努め周辺の生活環境を損なわないように配慮してください。      |
| カ 街並みづくり等への配慮等          | ・屋外広告物（店舗・案内等）の届出を表示しようとする30日前までに提出してください。                                                                                                  |

| 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア 活力ある地域社会の維持やまち・ひと・しごとの創出に向け大規模小売店舗と地域とが連携したまちづくり、また、地域商業の活性化に取り組んでいく必要があるため。<br/>開店後若しくは施設変更等の後において、周辺地域の生活環境に与える影響に即時対応するため。<br/>予定地において想定される雨水を適切に処理することにより、周辺地域における冠水等への影響を軽減することができるため。</p> <p>イ 新たに店舗駐車場の出入口ができることにより、周辺の交通環境が複雑化し、これまで以上に歩行者等の安全確保への配慮が必要となるため。<br/>施設の出入には右折等ができないなど制限があることから、付近の住宅地などへの生活道路を利用し迂回される可能性があるため。</p> <p>ウ 廃棄物（事業系のゴミ）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき、本市においてもゴミの3R（減量化、再利用、資源化）への取り組みを広く浸透した、循環型社会が構築されたまちを目指しているため。<br/>施設の配置及び建設計画において、周辺に衛生や悪臭の問題が生じないような配慮をしてほしいこと及び運営面での営業時間により地域への騒音や街路灯の設置箇所により夜間における光害の配慮を軽減いただきたい。</p> <p>エ 近隣に住宅地や学校があることから、防犯や非行防止に対する配慮が必要であるため。</p> <p>オ 騒音・振動に関する事項は法令及び茨城県の条例に準じた対策が必要。</p> <p>カ 届出の際は、期日を遵守してください。</p> |

### 3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

#### 茨城県告示第292号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間茨城県商工労働観光部中小企業課において縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 第1 カスミ取手店

##### 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ取手店

取手市大字青柳字長町385

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成29年9月7日

イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前3時～午後9時

(変更後) 午前1時～午後9時

ウ 変更の年月日

平成29年8月25日

エ 届出年月日

平成29年8月24日

2 意見の概要

意見なし

第2 フードオフ ストッカー神立西店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードオフ ストッカー神立西店

土浦市神立町字上砂4427番

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成29年9月14日

イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前3時～午後1時

(変更後) 午前2時～午後9時

ウ 変更の年月日

平成29年9月2日

エ 届出年月日

平成29年9月1日

2 意見の概要

意見なし

第3 ホームプラザナフコ北鹿嶋店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ北鹿嶋店  
鹿嶋市和784-1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成29年9月14日

イ 変更しようとする事項

駐輪場の位置

ウ 変更の年月日

平成30年5月2日

エ 届出年月日

平成29年9月1日

2 意見の概要

意見なし

第4 カスミテクノパーク桜店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミテクノパーク桜店

つくば市桜一丁目22番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成29年9月25日

イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前2時～午後6時

(変更後) 午前1時～午後9時

ウ 変更の年月日

平成29年9月15日

エ 届出年月日

平成29年9月14日

2 意見の概要

意見なし

第5 カスミ下妻ショッピングプラザ

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ下妻ショッピングプラザ

下妻市大字長塚字大貝24-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 29 年 10 月 2 日

## イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 1 時～午後 6 時

(変更後) 午前 1 時～午後 9 時

## ウ 変更の年月日

平成 29 年 9 月 21 日

## エ 届出年月日

平成 29 年 9 月 20 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 6 那珂湊ショッピングセンター「ピアポート」 カワチ薬品那珂湊店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂湊ショッピングセンター「ピアポート」 カワチ薬品那珂湊店

ひたちなか市栄町二丁目 7349 番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 29 年 10 月 2 日

## イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 347 台

(変更後) 180 台

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 45 分～午後 10 時 15 分 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 8 時 45 分～午後 10 時 15 分

## ウ 変更の年月日

平成 30 年 5 月 23 日

## エ 届出年月日

平成 29 年 9 月 22 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 7 山新下妻店

## 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山新下妻店

下妻市古沢字屋敷東533番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成29年10月19日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,260㎡

(変更後) 8,912㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 206台

(変更後) 217台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 244㎡

(変更後) 284㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 28.8㎡

(変更後) 53.8㎡

(オ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 6 時30分 閉店時刻 午後 8 時30分

(カ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 7 時30分～午後 8 時30分

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

(キ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C 午前 6 時～午後 9 時

(変更後) C - 1 午前 6 時～午後 9 時

C - 2 午前 6 時～午後 9 時

ウ 変更の年月日

(ア), (イ), (ウ), (エ) 平成30年 6 月11日

(オ), (カ), (キ) 平成29年10月11日

エ 届出年月日

平成29年10月10日

2 意見の概要

意見なし

第 8 伊勢甚友部スクエア

1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢甚友部スクエア

笠間市湯崎字東原1249-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成29年10月19日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 6箇所

(変更後) 7箇所

## (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C-1 午前2時30分～午後10時30分

C-2 午前8時30分～午後7時

(変更後) C-1 午前1時30分～午後10時30分

C-2 午前8時30分～午後7時

## ウ 変更の年月日

平成29年10月11日

## エ 届出年月日

平成29年10月10日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第9 カスミ土浦田中店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ土浦田中店

土浦市田中町二丁目1697番地の1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成29年10月19日

## イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前3時～午後1時

(変更後) 午前3時～午後9時

## ウ 変更の年月日

平成29年10月11日

## エ 届出年月日

平成29年10月10日

2 意見の概要

意見なし

第10 ジョイフル本田古河店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田古河店

古河市西牛谷347 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成29年10月23日

イ 変更しようとする事項

(ア) 荷さばき施設の位置

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後9時

(変更後) 午前6時～午後9時

ウ 変更の年月日

(ア) 平成30年6月14日

(イ) 平成29年10月20日

エ 届出年月日

平成29年10月13日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第293号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 取手豊岡線

3 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別            | 敷地の幅員                    | 延長          | 摘要   |
|--------------------------------------------|-----------------|--------------------------|-------------|------|
| 守谷市板戸井字滝山1794番5地先から<br>守谷市板戸井字前畑1752番4地先まで | 旧<br>(A)<br>(B) | メートル<br>最大 5.4<br>最小 4.0 | メートル<br>199 |      |
|                                            |                 | 最大 13.0<br>最小 11.9       | 180         |      |
| 守谷市板戸井字前畑1660番1地先から<br>守谷市板戸井字前畑1668番1地先まで | 旧<br>(A)<br>(B) | 最大 6.0<br>最小 4.0         | 169         |      |
|                                            |                 | 最大 27.7<br>最小 13.6       | 150         |      |
| 守谷市板戸井字前畑1592番1地先から<br>守谷市板戸井字前畑1583番5地先まで | 旧<br>(A)<br>(B) | 最大 5.0<br>最小 4.5         | 139         |      |
|                                            |                 | 最大 12.9<br>最小 12.7       | 128         |      |
|                                            | 新 (B)           | 最大 13.0<br>最小 11.9       | 180         | 旧道移管 |
|                                            | 新 (B)           | 最大 27.7<br>最小 13.6       | 150         | 旧道移管 |
|                                            | 新 (B)           | 最大 12.9<br>最小 12.7       | 128         | 旧道移管 |

## 茨城県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山田岩瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間                                         | 旧新の別     | 敷地の幅員                     | 延長            | 摘要   |
|---------------------------------------------|----------|---------------------------|---------------|------|
| 筑西市大字宮後字根堤2454番地先から<br>筑西市大字宮後字赤浄地728番1地先まで | 旧<br>(A) | メートル<br>最大 13.8<br>最小 4.3 | メートル<br>1,878 |      |
|                                             |          | 最大 52.2<br>最小 13.0        | 1,653         |      |
| 筑西市大字宮後字根堤2455番地先から<br>筑西市大字宮後字赤浄地728番1地先まで | 旧<br>(B) | 最大 52.2<br>最小 13.0        | 1,653         |      |
|                                             |          | 最大 52.2<br>最小 13.0        | 1,653         |      |
| 筑西市大字宮後字根堤2455番地先から<br>筑西市大字宮後字赤浄地728番1地先まで | 新 (B)    | 最大 52.2<br>最小 13.0        | 1,653         | 旧道移管 |

茨城県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成30年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 内原塩崎線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字若宮字宮下760番1地先から  
東茨城郡茨城町大字若宮字宮下762番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月19日

茨城県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成30年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 長岡水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市元吉田町1564番2地先から  
水戸市元吉田町1574番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月19日

茨城県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成30年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 藤沢荒川沖線
- 2 供用開始の区間 つくば市上境字馬観音1016番18から  
つくば市金田字大明神1837番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月31日

茨城県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成30年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 常総市小保川字薬師1772番2地先から

常総市小保川字薬師1768番2地先まで

3 供用開始の期日 平成30年3月26日

## 茨城県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成30年3月19日から平成30年3月30日まで茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名  | 占用を制限する区域                                           |
|-------|------|-----------------------------------------------------|
| 一般国道  | 118号 | 水戸市南町1丁目（中央郵便局前交差点）から<br>水戸市五軒町1丁目（气象台前交差点）まで       |
| 一般国道  | 118号 | 水戸市末広町1丁目（一般県道上水戸停車場千波公園線交差）から<br>久慈郡大子町下野宮（福島県界）まで |
| 一般国道  | 123号 | 常陸大宮市野田（栃木県界）から<br>水戸市袴塚3丁目（袴塚3丁目交差点）まで             |
| 一般国道  | 124号 | 神栖市波崎（千葉県界）から<br>鹿嶋市宮中（消防署南交差点）まで                   |
| 一般国道  | 125号 | 稲敷郡阿見町青宿（阿見坂下交差点）から<br>古河市旭町（三杉町交差点）まで              |
| 一般国道  | 125号 | 稲敷市西代（北田交差点）から<br>土浦市中（中村陸橋下交差点）まで                  |
| 一般国道  | 245号 | 水戸市塩崎（塩崎交差点）から<br>日立市鹿島町（国道245号入口交差点）まで             |
| 一般国道  | 293号 | 日立市留町（留町交差点）から<br>常陸太田市幡町（常陸太田市道交差）まで               |
| 一般国道  | 293号 | 常陸太田市三才町（三才町交差点）から<br>常陸大宮市鷲子（栃木県界）まで               |
| 一般国道  | 294号 | 取手市白山（国道294号入口交差点）から<br>筑西市樋口（栃木県界）まで               |
| 一般国道  | 349号 | 水戸市梅香2丁目（主要地方道水戸神栖線接続）から<br>常陸太田市徳田町（福島県界）まで        |
| 一般国道  | 354号 | 古河市錦町（埼玉県界）から<br>古河市長谷町（国道354号交差）まで                 |
| 一般国道  | 354号 | 古河市長谷（埼玉県界）から<br>猿島郡境町塚崎（境特別支援北交差点）まで               |
| 一般国道  | 354号 | 猿島郡境町塚崎（塚崎南交差点）から<br>常総市新井木町（新井木交差点）まで              |
| 一般国道  | 354号 | 坂東市上岩井（一般県道中里坂東線交差）から<br>土浦市田中（国道125号交差）まで          |
| 一般国道  | 354号 | 猿島郡境町猿山（猿山南交差点）から<br>猿島郡境町蛇池（境古河北）まで                |
| 一般国道  | 354号 | 土浦市若松町（若松町交差点）から<br>銚田市汲上（大洋総合支所入口交差点）まで            |

| 道路の種類 | 路線名     | 占用を制限する区域                                          |
|-------|---------|----------------------------------------------------|
| 一般国道  | 354号    | 土浦市東真鍋町(土浦市道交差)から<br>土浦市木田余(国道354号交差)まで            |
| 一般国道  | 355号    | 潮来市永山(永山交差点)から<br>石岡市東石岡(山王台交差点)まで                 |
| 一般国道  | 355号    | 石岡市国府(国府7丁目交差点)から<br>石岡市国府(一般県道石岡停車場線)まで           |
| 一般国道  | 355号    | 石岡市石岡(国道6号交差)から<br>笠間市笠間(笠間駅入口交差点)まで               |
| 一般国道  | 355号    | 笠間市来栖(来栖橋南交差点)から<br>笠間市石井(石井交差点)まで                 |
| 一般国道  | 355号    | 笠間市橋爪(主要地方道大洗友部交差)から<br>笠間市平町(友部IC入口交差点)まで         |
| 一般国道  | 408号    | 稲敷郡河内町田川(千葉県界)から<br>つくば市田中(田中交差点)まで                |
| 一般国道  | 461号    | 久慈郡大子町上金沢(栃木県界)から<br>日立市十王伊師(国道461号入口交差点)まで        |
| 主要地方道 | 宇都宮笠間線  | 笠間市片庭(栃木県界)から<br>笠間市石井(石井交差点)まで                    |
| 主要地方道 | 水戸鉾田佐原線 | 水戸市塩崎町(国道51号分岐)から<br>東茨城郡大洗町大貫町(大洗サンビーチ入口交差点)まで    |
| 主要地方道 | 水戸鉾田佐原線 | 鉾田市滝浜(国道51号分岐)から<br>行方市麻生(麻生交差点)まで                 |
| 主要地方道 | 水戸鉾田佐原線 | 鉾田市鉾田(中根交差点)から<br>鉾田市鉾田(主要地方道小川鉾田線交差)まで            |
| 主要地方道 | つくば野田線  | つくばみらい市小絹(小絹東交差点)から<br>坂東市菟打(千葉県界)まで               |
| 主要地方道 | 千葉竜ヶ崎線  | 北相馬郡利根町布川(千葉県界)から<br>龍ヶ崎市馴柴町(馴柴東交差点)まで             |
| 主要地方道 | 竜ヶ崎潮来線  | 龍ヶ崎市馴柴町(馴柴東交差点)から<br>龍ヶ崎市大徳町(竜ヶ崎地方卸売市場)まで          |
| 主要地方道 | 竜ヶ崎潮来線  | 稲敷市角崎(角崎交差点)から<br>稲敷市幸田(幸田交差点)まで                   |
| 主要地方道 | 竜ヶ崎潮来線  | 潮来市上戸(上戸交差点)から<br>潮来市潮来(一般県道潮来佐原線交差)まで             |
| 主要地方道 | 水戸那珂湊線  | ひたちなか市峰後(国道245号交差)から<br>ひたちなか市平磯町(一般県道中根平磯磯崎線交差)まで |
| 主要地方道 | 水戸那珂湊線  | ひたちなか市磯崎町(磯崎漁港)から<br>ひたちなか市平磯町(一般県道磯崎港線接続)まで       |
| 主要地方道 | 石岡筑西線   | 石岡市旭台(旭台交差点)から<br>筑西市丙(桜町交差点)まで                    |
| 主要地方道 | 石岡筑西線   | 筑西市横塚(国道50号交差)から<br>筑西市西谷貝(西谷貝交差点)まで               |
| 主要地方道 | 小川鉾田線   | 小美玉市田木谷(田木谷交差点)から<br>小美玉市中延(横町交差点)まで               |
| 主要地方道 | 小川鉾田線   | 小美玉市与沢(茨城空港南交差点)から<br>鉾田市鉾田(主要地方道水戸鉾田佐原線交差)まで      |
| 主要地方道 | 佐野古河線   | 古河市錦町(三国橋交差点)から<br>古河市本町(本町2丁目交差点)まで               |
| 主要地方道 | 日立いわき線  | 日立市滑川町(国土交通省前交差点)から<br>日立市十王町友部(十王郵便局前交差点)まで       |

| 道路の種類 | 路線名      | 占用を制限する区域                                               |
|-------|----------|---------------------------------------------------------|
| 主要地方道 | 日立いわき線   | 北茨城市華川町下相田（下相田交差点）から<br>北茨城市関本町富士ヶ丘（福島県界）まで             |
| 主要地方道 | 取手東線     | 取手市新町 4 丁目（国道 6 号交差）から<br>北相馬郡利根町布川（栄橋交差点）まで            |
| 主要地方道 | 取手東線     | 北相馬郡利根町布川（利根町道交差）から<br>北相馬郡利根町布川（利根町道交差）まで              |
| 主要地方道 | 取手東線     | 稲敷郡河内町源清田（一般県道河内竜ヶ崎線交差）から<br>稲敷郡河内町長竿（長竿東交差点）まで         |
| 主要地方道 | 那須烏山御前山線 | 常陸大宮市大岩（栃木県界）から<br>常陸大宮市小舟（公園入口交差点）まで                   |
| 主要地方道 | 筑西つくば線   | 筑西市横島（横島交差点）から<br>つくば市国松（一般県道沼田下妻線交差）まで                 |
| 主要地方道 | 結城下妻線    | 結城市小田林（小田林交差点）から<br>結城市川木谷（川木谷交差点）まで                    |
| 主要地方道 | 結城下妻線    | 結城市結城（続橋交差点）まで<br>結城市結城（下小墻交差点）から                       |
| 主要地方道 | 結城下妻線    | 下妻市江（平間病院）から<br>下妻市長塚（砂沼公園入口交差点）まで                      |
| 主要地方道 | 大洗友部線    | 東茨城郡大洗町大貫町（大洗サンビーチ入口交差点）から<br>東茨城郡茨城町長岡（主要地方道茨城鹿島線接続）まで |
| 主要地方道 | 大洗友部線    | 東茨城郡茨城町小鶴（小鶴西交差点）から<br>笠間市橋爪（国道 355 号交差）まで              |
| 主要地方道 | 結城野田線    | 結城市結城（一般県道小山結城線交差）から<br>結城市川木谷（川木谷交差点）まで                |
| 主要地方道 | 結城野田線    | 結城市結城（城南小北交差点）から<br>結城市結城（城南小入口交差点）まで                   |
| 主要地方道 | 結城野田線    | 古河市諸川（諸川交差点）から<br>古河市東山田（山田十字路交差点）まで                    |
| 主要地方道 | 結城野田線    | 猿島郡境町猿山（猿山東交差点）から<br>猿島郡境町（千葉県界）まで                      |
| 主要地方道 | 茨城鹿島線    | 東茨城郡茨城町長岡（長岡坂下交差点）から<br>東茨城郡茨城町長岡（主要地方道大洗友部線接続）まで       |
| 主要地方道 | 茨城鹿島線    | 東茨城郡茨城町奥谷（奥谷交差点）から<br>鉾田市飯名（一般県道鉾田茨城線交差）まで              |
| 主要地方道 | 茨城鹿島線    | 鉾田市鉾田（中根交差点）から<br>鹿嶋市爪木（一般県道須賀北埠頭線交差）まで                 |
| 主要地方道 | 茨城鹿島線    | 鹿嶋市宮中（厨台交差点）から<br>鹿嶋市宮中（鹿嶋市道交差）まで                       |
| 主要地方道 | 取手つくば線   | 取手市清水（酒詰交差点）から<br>つくばみらい市谷井田（一般県道常総取手線交差）まで             |
| 主要地方道 | 取手つくば線   | つくばみらい市板橋（東板橋交差点）から<br>つくば市春日（春日 1 丁目西交差点）まで            |
| 主要地方道 | 取手つくば線   | つくば市研究学園（主要地方道取手つくば線分岐）から<br>つくば市研究学園（東京ガス（株）つくば支社）まで   |
| 主要地方道 | 結城坂東線    | 結城郡八千代町菅谷（菅谷十字路交差点）から<br>坂東市岩井（岩井交番前交差点）まで              |
| 主要地方道 | 結城坂東線    | 坂東市辺田（辺田交差点）から<br>坂東市矢作（矢作交差点）まで                        |
| 主要地方道 | 結城坂東線    | 坂東市弓田（坂東 I C 入口交差点）から<br>坂東市弓田（坂東 I C 入口）まで             |

| 道路の種類 | 路線名       | 占用を制限する区域                                                      |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 主要地方道 | 北茨城大子線    | 北茨城市磯原町本町 (磯原町交差点) から<br>北茨城市磯原町豊田 (主要地方道北茨城インター線交差) まで        |
| 主要地方道 | 北茨城大子線    | 常陸太田市小妻町 (猪ノ鼻峠入口交差点) から<br>久慈郡大子町小生瀬 (小生瀬十字路交差点) まで            |
| 主要地方道 | 筑西三和線     | 筑西市西方 (筑西市道交差) から<br>結城市古宿新田 (主要地方道結城坂東線交差) まで                 |
| 主要地方道 | 筑西三和線     | 結城市今宿 (主要地方道結城坂東線交差) まで<br>古河市尾崎 (国道125号交差) まで                 |
| 主要地方道 | 土浦境線      | 土浦市桜町 (国道125号交差) から<br>つくば市竹園 (学園東交差点) まで                      |
| 主要地方道 | 土浦境線      | つくば市天久保 (柴崎交差点) から<br>常総市孫兵エ新田 (孫兵衛新田交差点) まで                   |
| 主要地方道 | 土浦稲敷線     | 土浦市荒川沖西 (学園東大通り入口交差点) から<br>牛久市ひたち野東 (ひたち野東交差点) まで             |
| 主要地方道 | 土浦稲敷線     | 稲敷市江戸崎 (主要地方道江戸崎新利根線交差) から<br>稲敷市江戸崎 (一般県道江戸崎下総線交差) まで         |
| 主要地方道 | 塙大津港線     | 北茨城市関本町富士ヶ丘 (主要地方道日立いわき線交差) から<br>北茨城市大津町北町 (大津港駅入口交差点) まで     |
| 主要地方道 | 塙大津港線     | 北茨城市大津町 (常北中下交差点) から<br>北茨城市大津町 (大津漁港) まで                      |
| 主要地方道 | 大子那須線     | 久慈郡大子町矢田 (大子町道交差) から<br>久慈郡大子町矢田 (大子町道交差) まで                   |
| 主要地方道 | 常陸太田那須烏山線 | 常陸太田市馬場町 (馬場坂下交差点) から<br>常陸太田市松平町 (松平交差点) まで                   |
| 主要地方道 | 常陸太田那須烏山線 | 常陸太田市赤土町 (主要地方道日立山方線交差) から<br>常陸大宮市鷲子 (鷲子交差点) まで               |
| 主要地方道 | 水戸岩間線     | 水戸市大工町2丁目 (大工町2丁目交差点) から<br>水戸市見川2丁目 ((社)茨城県歯科医師会) まで          |
| 主要地方道 | 水戸岩間線     | 水戸市鯉淵町 (鯉淵東交差点) から<br>水戸市鯉淵町 (一般県道友部内原線交差) まで                  |
| 主要地方道 | 瓜連馬渡線     | 那珂市福田 (主要地方道那珂インター線交差) から<br>ひたちなか市長砂 (国道245号交差) まで            |
| 主要地方道 | 瓜連馬渡線     | ひたちなか市高場 (JR佐和駅) から<br>ひたちなか市高野 (高野十字路交差点) まで                  |
| 主要地方道 | 常陸太田大子線   | 常陸太田市松平町 (松平交差点) から<br>常陸太田市下高倉町 (国道461号交差) まで                 |
| 主要地方道 | 竜ヶ崎阿見線    | 龍ヶ崎市藤ヶ丘 (一般県道八代庄兵衛新田線交差) から<br>稲敷郡阿見町追原 (追原交差点) まで             |
| 主要地方道 | 竜ヶ崎阿見線    | 稲敷郡阿見町若栗 (阿見町消防本部) から<br>稲敷郡阿見町青宿 (阿見坂下交差点) まで                 |
| 主要地方道 | 宇都宮結城線    | 結城市結城 (栃木県界) から<br>結城市結城 (一般県道小山結城線交差) まで                      |
| 主要地方道 | 日立山方線     | 日立市宮田町 (桐木田交差点) から<br>日立市下深荻町 (国道349号交差) まで                    |
| 主要地方道 | 日立山方線     | 常陸太田市上深荻町 (里美大橋入口交差点) から<br>常陸太田市中染町 (中染交差点) まで                |
| 主要地方道 | 日立山方線     | 常陸太田市中染町 (主要地方道常陸太田大子線交差) から<br>常陸太田市赤土町 (主要地方道常陸太田那須烏山線交差) まで |
| 主要地方道 | 那珂湊那珂線    | ひたちなか市峰後 (国道245号交差) から<br>那珂市豊喰 (水戸農高入口北交差点) まで                |

| 道路の種類 | 路線名       | 占用を制限する区域                                        |
|-------|-----------|--------------------------------------------------|
| 主要地方道 | 笠間緒川線     | 常陸大宮市金井(国道123号交差)から<br>常陸大宮市松之草(一般県道山内上小瀬線交差)まで  |
| 主要地方道 | 内原塩崎線     | 水戸市鯉淵町(主要地方道石岡城里線)から<br>東茨城郡茨城町長岡(長岡坂下交差点)まで     |
| 主要地方道 | つくば益子線    | つくば市上大島(主要地方道筑西つくば線交差)から<br>桜川市鎌田(鎌田交差点)まで       |
| 主要地方道 | つくば益子線    | 桜川市西桜川(元岩瀬交差点)から<br>桜川市大泉(栃木県界)まで                |
| 主要地方道 | 茨城岩間線     | 東茨城郡茨城町奥谷(主要地方道大洗友部線交差)から<br>東茨城郡茨城町奥谷(国道6号交差)まで |
| 主要地方道 | 茨城岩間線     | 東茨城郡茨城町小幡(小幡南交差点)から<br>笠間市押辺(国道355号交差)まで         |
| 主要地方道 | 成田小見川鹿島港線 | 神栖市息栖(千葉県界)から<br>神栖市筒井(筒井北交差点)まで                 |
| 主要地方道 | つくば真岡線    | 筑西市門井(門井交差点)から<br>筑西市小栗(栃木県界)まで                  |
| 主要地方道 | 野田牛久線     | 守谷市大柏(守谷SA)から<br>つくばみらい市陽光台(一般県道東櫛戸真瀬線交差)まで      |
| 主要地方道 | 野田牛久線     | 守谷市立沢(守谷市役所)から<br>守谷市百合ヶ丘(北園交差点)まで               |
| 主要地方道 | 野田牛久線     | つくばみらい市豊体(一般県道常総取手線交差)から<br>牛久市田宮町(田宮町交差点)まで     |
| 主要地方道 | 土浦竜ヶ崎線    | 土浦市小松(小松坂下交差点)から<br>稲敷郡阿見町住吉(阿見住吉交差点)まで          |
| 主要地方道 | 土浦竜ヶ崎線    | 阿見町小池(牛久阿見IC)から<br>龍ヶ崎市馴柴町(馴柴東交差点)まで             |
| 主要地方道 | 江戸崎新利根線   | 稲敷市佐倉(姥神交差点)から<br>稲敷市松山(松山交差点)まで                 |
| 主要地方道 | 江戸崎新利根線   | 稲敷市沼田(稲敷IC)から<br>稲敷市羽賀(羽賀丁字路交差点)まで               |
| 主要地方道 | 水戸神栖線     | 水戸市宮町1丁目(水戸駅前交差点)から<br>水戸市笠原町(県庁西交差点)まで          |
| 主要地方道 | 水戸神栖線     | 水戸市笠原町(県庁西交差点)から<br>水戸市吉沢町(米沢町東交差点)まで            |
| 主要地方道 | 水戸神栖線     | 水戸市梅香1丁目(水戸市道交差)から<br>水戸市梅香2丁目(国道349号接続)まで       |
| 主要地方道 | 水戸神栖線     | 行方市芹沢(上山交差点)から<br>神栖市筒井(筒井東交差点)まで                |
| 主要地方道 | 水戸茂木線     | 東茨城郡城里町下古内(主要地方道日立笠間線交差)から<br>東茨城郡城里町塩子(栃木県界)まで  |
| 主要地方道 | 石岡城里線     | 水戸市鯉淵町(主要地方道内原塩崎線交差)から<br>水戸市中原町(内原跨線橋北交差点)まで    |
| 主要地方道 | 土浦つくば線    | 土浦市荒川沖西(学園東大通り入口交差点)から<br>つくば市並木(並木1丁目交差点)まで     |
| 主要地方道 | 土浦つくば線    | つくば市天久保(柴崎交差点)から<br>つくば市天王台(台坪入口交差点)まで           |
| 主要地方道 | つくば古河線    | 下妻市宗道(宗道十字路交差点)から<br>下妻市鎌庭(下妻市道交差)まで             |
| 主要地方道 | つくば古河線    | 古河市久能(久能交差点)から<br>古河市駒羽根(総和中央病院)まで               |

| 道路の種類 | 路線名      | 占用を制限する区域                                                  |
|-------|----------|------------------------------------------------------------|
| 主要地方道 | つくば古河線   | 古河市中田 (中田町交差点) から<br>古河市中田 (利根川堤交差点) まで                    |
| 主要地方道 | 常陸那珂港南線  | ひたちなか市長砂 (常陸那珂港 I C) から<br>ひたちなか市部田野 (ひたちなか I C) まで        |
| 主要地方道 | 取手豊岡線    | 常総市菅生町 (菅生南交差点) から<br>常総市菅生町 (菅生交差点) まで                    |
| 主要地方道 | 玉里水戸線    | 小美玉市中延 (主要地方道小川鉾田線交差) から<br>小美玉市中延 (中延北交差点) まで             |
| 主要地方道 | 玉里水戸線    | 東茨城郡茨城町野曾 (茨城町西 I C 入口交差点) から<br>水戸市高田町 (高田十字路交差点) まで      |
| 主要地方道 | 玉里水戸線    | 水戸市赤塚 1 丁目 (水府病院) から<br>水戸市赤塚 1 丁目 (郵便局前交差点) まで            |
| 主要地方道 | 日立笠間線    | 日立市大久保町 (常陸多賀駅入口交差点) から<br>日立市金沢町 (日立市道接続) まで              |
| 主要地方道 | 日立笠間線    | 常陸太田市高貫町 (国道 293 号交差) から<br>常陸太田市金井町 (金井町交差点) まで           |
| 主要地方道 | 日立笠間線    | 常陸太田市金井町 (金井町東交差点) から<br>笠間市笠間 (才木交差点) まで                  |
| 主要地方道 | 常陸那珂港山方線 | ひたちなか市長砂 (常陸那珂港 I C) から<br>那珂郡東海村照沼 (常陸那珂港区入口) まで          |
| 主要地方道 | 常陸那珂港山方線 | 那珂郡東海村村松 (国道 245 号交差) から<br>那珂郡東海村舟石川 (二軒茶屋交差点) まで         |
| 主要地方道 | 常陸那珂港山方線 | 常陸太田市玉造町 (玉造十字路交差点) から<br>常陸太田市下宮河内町 (主要地方道常陸太田那須烏山線交差) まで |
| 主要地方道 | 水戸勝田那珂湊線 | 水戸市青柳町 (青柳町交差点) から<br>水戸市青柳町 (水戸市公設地方卸売市場) まで              |
| 主要地方道 | 水戸勝田那珂湊線 | ひたちなか市勝倉 (一般県道馬渡水戸線交差) から<br>ひたちなか市部田野 (部田野交差点) まで         |
| 主要地方道 | 土浦笠間線    | 土浦市若松町 (若松町交差点) から<br>土浦市中貫 (6 号バイパス中貫入口交差点) まで            |
| 主要地方道 | 土浦笠間線    | 石岡市柿岡 (主要地方道石岡筑西線交差) から<br>笠間市福原 (福原西交差点) まで               |
| 主要地方道 | 那珂インター線  | 那珂市飯田 (下新田交差点) から<br>那珂市福田 (主要地方道瓜連馬渡線交差) まで               |
| 主要地方道 | 高萩インター線  | 高萩市高戸 (高戸交差点) から<br>高萩市上手綱 (高萩 I C 入口) まで                  |
| 主要地方道 | 美浦栄線     | 龍ヶ崎市八代町 (主要地方道竜ヶ崎潮来線交差) から<br>北相馬郡利根町惣新田 (千葉県界) まで         |
| 主要地方道 | 美浦栄線     | 稲敷郡河内町幸谷 (一般県道河内竜ヶ崎線交差) から<br>龍ヶ崎市宮渕町 (梶内交差点) まで           |
| 主要地方道 | 美浦栄線     | 龍ヶ崎市長峰町 (竜ヶ崎飛行場) から<br>稲敷郡河内町生板 (一般県道河内竜ヶ崎線交差) まで          |
| 主要地方道 | 北茨城インター線 | 北茨城市磯原町豊田 (主要地方道北茨城大子線交差) から<br>北茨城市磯原町豊田 (北茨城 I C 入口) まで  |
| 主要地方道 | 北茨城インター線 | 北茨城市華川町白場 (北茨城市道交差) から<br>北茨城市華川町下相田 (下相田交差点) まで           |
| 一般県道  | 潮来佐原線    | 潮来市洲崎 (洲崎交差点) から<br>潮来市福島 (潮来 I C 入口) まで                   |
| 一般県道  | 潮来佐原線    | 潮来市潮来 (主要地方道水戸神栖線交差) から<br>潮来市大洲 (潮来保健所) まで                |

| 道路の種類 | 路線名     | 占用を制限する区域                                                |
|-------|---------|----------------------------------------------------------|
| 一般県道  | 潮来佐原線   | 潮来市潮来 (竜ヶ崎潮来線交差) から<br>潮来市潮来 (潮来港) まで                    |
| 一般県道  | 江戸崎下総線  | 稲敷市犬塚 (主要地方道土浦稲敷線交差) から<br>稲敷市高田 (稲敷警察署) まで              |
| 一般県道  | 友部内原線   | 笠間市大田町 (大田町十字交差点) から<br>水戸市鯉淵町 (主要地方道水戸岩間線交差) まで         |
| 一般県道  | 江戸崎神崎線  | 稲敷市幸田 (国道125号交差) から<br>稲敷市橋向 (千葉県界) まで                   |
| 一般県道  | 那珂湊大洗線  | ひたちなか市部田野 (部田野交差点) から<br>ひたちなか市西十三奉行 (一般県道中根平磯磯崎線分岐) まで  |
| 一般県道  | 那珂湊大洗線  | ひたちなか市湊本町 (主要地方道水戸那珂湊線交差) から<br>東茨城郡大洗町磯浜町 (大洗鳥居下交差点) まで |
| 一般県道  | 鉾田茨城線   | 鉾田市飯名 (主要地方道茨城鹿島線交差) から<br>鉾田市飯名 (鉾田 I C) まで             |
| 一般県道  | 高萩塙線    | 高萩市安良川 (国道461号交差) から<br>高萩市下手綱 (主要地方道高萩インター線交差) まで       |
| 一般県道  | 下太田鉾田線  | 鉾田市箕輪 (主要地方道大洗友部線交差) から<br>鉾田市安房 (鉾土木前交差点) まで            |
| 一般県道  | 深芝浜波崎線  | 神栖市東和田 (神栖市道交差) から<br>神栖市波崎 (銚子大橋入口交差点) まで               |
| 一般県道  | 上新田木原線  | 稲敷郡美浦村大山 (美浦村道交差) から<br>稲敷郡美浦村大山 (一般県道大山江戸崎線交差) まで       |
| 一般県道  | 河内竜ヶ崎線  | 稲敷郡河内町源清田 (主要地方道取手東線交差) から<br>稲敷郡河内町幸谷 (主要地方道美浦栄線交差) まで  |
| 一般県道  | 河内竜ヶ崎線  | 龍ヶ崎市大徳町 (主要地方道美浦栄線交差) から<br>龍ヶ崎市大徳町 (主要地方道竜ヶ崎潮来線交差) まで   |
| 一般県道  | 大山江戸崎線  | 稲敷郡美浦村大山 (一般県道上新田木原線交差) から<br>稲敷郡美浦村大谷 (大谷交差点) まで        |
| 一般県道  | 土浦坂東線   | 土浦市富士崎 (富士崎町交差点) から<br>土浦市下高津 (土浦市道交差) まで                |
| 一般県道  | 新宿新田総和線 | 古河市上辺見 (一般県道古河総和線交差) から<br>古河市上辺見 (赤十字病院東交差点) まで         |
| 一般県道  | 尾崎境線    | 猿島郡境町松岡町 (茨城西南医療センター病院) から<br>猿島郡境町松岡町 (一般県道若境線交差) まで    |
| 一般県道  | 常総取手線   | 常総市新井木町 (新井木交差点) から<br>つくばみらい市谷井田 (主要地方道取手つくば線交差) まで     |
| 一般県道  | 常総取手線   | 取手市山王 (主要地方道取手つくば線交差) から<br>取手市白山 (白山 8 丁目交差点) まで        |
| 一般県道  | 鴻野山豊岡線  | 常総市豊岡町 (水海道西武病院) から<br>常総市豊岡町 (西中入口交差点) まで               |
| 一般県道  | 猿島常総線   | 坂東市逆井 (前原交差点) から<br>坂東市沓掛 (沓掛交差点) まで                     |
| 一般県道  | 若境線     | 坂東市逆井 (前原交差点) から<br>猿島郡境町松岡町 (一般県道尾崎境線交差) まで             |
| 一般県道  | 石岡つくば線  | 石岡市月岡 (一般県道月岡真壁線交差) から<br>土浦市大志戸 (朝日トンネル南交差点) まで         |
| 一般県道  | 紅葉石岡線   | 鉾田市紅葉 (紅葉北交差点) から<br>小美玉市中延 (中延北交差点) まで                  |
| 一般県道  | 東山田岩瀬線  | 桜川市大国玉 (一般県道木崎雨引線交差) から<br>桜川市長方 (長方交差点) まで              |

| 道路の種類 | 路線名       | 占用を制限する区域                                                 |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 一般県道  | 月岡真壁線     | 石岡市月岡（一般県道石岡つくば線交差）から<br>石岡市小幡（主要地方道笠間つくば線交差）まで           |
| 一般県道  | 里根神岡上線    | 北茨城市関本町中（主要地方道塙大津港線交差）から<br>北茨城市関南町神岡上（北茨城市道交差）まで         |
| 一般県道  | 梨野沢大子線    | 久慈郡大子町浅川（大子町道交差）から<br>久慈郡大子町大子（国道461号交差）まで                |
| 一般県道  | 富岡玉造常陸太田線 | 常陸太田市玉造町（玉造十字路交差点）から<br>常陸太田市大平町（大平交差点）まで                 |
| 一般県道  | 菅谷小原内水戸線  | 那珂市後台（後台駒潜交差点）から<br>那珂市菅谷（国道349号交差）まで                     |
| 一般県道  | 中根平磯磯崎線   | ひたちなか市西十三奉行（一般県道那珂湊大洗線交差）から<br>ひたちなか市平磯町（主要地方道水戸那珂湊線交差）まで |
| 一般県道  | 中石崎水戸線    | 水戸市酒門町（酒門六差路交差点）から<br>水戸市酒門町（丹野病院）まで                      |
| 一般県道  | 長岡水戸線     | 水戸市東野町（東野町交差点）から<br>水戸市吉沢町（吉沢交差点）まで                       |
| 一般県道  | 宮ヶ崎小幡線    | 東茨城郡茨城町鳥羽田（鳥羽田交差点）から<br>東茨城郡茨城町小幡（小幡南交差点）まで               |
| 一般県道  | 繁昌潮来線     | 行方市根小屋（一般県道荒井行方線交差）から<br>潮来市牛堀（山下交差点）まで                   |
| 一般県道  | 荒井行方線     | 鹿嶋市荒井（出張所入口交差点）から<br>行方市根小屋（一般県道繁昌潮来線交差）まで                |
| 一般県道  | 境間々田線     | 猿島郡境町塚崎（塚崎南交差点）から<br>猿島郡境町塚崎（特別支援北交差点）まで                  |
| 一般県道  | 境間々田線     | 古河市高野（高野交差点）から<br>古河市小堤（小堤交差点）まで                          |
| 一般県道  | 杉崎友部線     | 水戸市三湯（三軒屋交差点）から<br>笠間市南友部（一般県道友部内原線）まで                    |
| 一般県道  | 杉崎友部線     | 笠間市南友部（宮前交差点）から<br>笠間市南友部（南友部交差点）まで                       |
| 一般県道  | 銚子波崎線     | 神栖市谷田部（千葉県界）から<br>神栖市谷田部（かもめ大橋入口交差点）まで                    |
| 一般県道  | 小野土浦線     | 土浦市大志戸（朝日トンネル南交差点）から<br>土浦市大畑（国道125号交差）まで                 |
| 一般県道  | 藤沢豊里線     | つくば市下大島（国道125号交差）から<br>つくば市天王台（台坪交差点）まで                   |
| 一般県道  | 藤沢荒川沖線    | つくば市下大島（国道125号交差）から<br>つくば市天久保（柴崎交差点）まで                   |
| 一般県道  | 荒川沖阿見線    | 稲敷郡阿見町阿見（阿見住吉交差点）から<br>稲敷郡阿見町阿見（阿見西郷バイパス交差点）まで            |
| 一般県道  | 新川江戸崎線    | 稲敷市上須田（国道125号交差）から<br>稲敷市柏木（柏木交差点）まで                      |
| 一般県道  | 長沖藤代線     | 取手市藤代（取手市道交差）から<br>取手市藤代（藤代庁舎東交差点）まで                      |
| 一般県道  | 長沖藤代線     | 取手市藤代南（一般県道藤代停車場線交差）から<br>取手市藤代（藤代庁舎東交差点）まで               |
| 一般県道  | 沼田下妻線     | つくば市国松（主要地方道筑西つくば線交差）から<br>つくば市中菅間（主要地方道筑西つくば線交差）まで       |
| 一般県道  | 取手谷中線     | 取手市青柳（主要地方道取手東線交差）から<br>取手市井野（東日本ガス（株））まで                 |

| 道路の種類 | 路線名        | 占用を制限する区域                                             |
|-------|------------|-------------------------------------------------------|
| 一般県道  | 高萩友部線      | 高萩市安良川(安良川西交差点)から<br>日立市十王町友部(十王郵便局前交差点)まで            |
| 一般県道  | 稲敷阿見線      | 稲敷市江戸崎(主要地方道江戸崎新利根線交差)から<br>稲敷市犬塚(稲敷市役所)まで            |
| 一般県道  | 市毛水戸線      | 水戸市三の丸2丁目(水戸市道交差)から<br>水戸市三の丸2丁目(三の丸交差点)まで            |
| 一般県道  | 下入野水戸線     | 水戸市米沢町(水戸市道交差)から<br>水戸市千波町(千波十文字交差点)まで                |
| 一般県道  | 花室牛久線      | つくば市竹園(学園東交差点)から<br>つくば市吾妻(学園西交差点)まで                  |
| 一般県道  | 須賀北埠頭線     | 鹿嶋市爪木(一般県道茨城鹿島交差)から<br>鹿嶋市大船津(大船津北交差点)まで              |
| 一般県道  | 粟生木崎線      | 鹿嶋市粟生(粟生交差点)から<br>神栖市居切(一般県道鹿島港潮来インター線交差)まで           |
| 一般県道  | 奥野谷知手線     | 神栖市奥野谷(知手交差点)から<br>神栖市知手(一般県道深芝浜波崎線交差)まで              |
| 一般県道  | 須田奥野谷線     | 神栖市知手中央(南共発西交差点)から<br>神栖市知手中央(神栖済生会病院)まで              |
| 一般県道  | 八代庄兵衛新田線   | 龍ヶ崎市八代町(主要地方道竜ヶ崎潮来線交差)から<br>龍ヶ崎市庄兵衛新田町(牛久沼東交差点)まで     |
| 一般県道  | 妻木赤塚線      | つくば市小野崎(学園西交差点)から<br>つくば市赤塚(稲荷前交差点)まで                 |
| 一般県道  | 常陸海浜公園線    | 那珂郡東海村照沼(常陸那珂港区西交差点)から<br>ひたちなか市新光町(常陸那珂港南線交差)まで      |
| 一般県道  | 古河総和線      | 古河市下山町(下山町南交差点)から<br>古河市上辺見(一般県道新宿新田総和線交差)まで          |
| 一般県道  | 守谷藤代線      | 取手市山王(主要地方道取手つくば線交差)から<br>取手市藤代(藤代庁舎東交差点)まで           |
| 一般県道  | 坂東菅生線      | 坂東市神田山(神田山交差点)から<br>常総市菅生町(菅生交差点)まで                   |
| 一般県道  | 日立港線       | 日立市久慈町(日立港入口交差点)から<br>日立市大みか町(大みか町6丁目交差点)まで           |
| 一般県道  | 鹿島港線       | 鹿嶋市平井南(鹿嶋市道交差)から<br>鹿嶋市明石(スタジアム北交差点)まで                |
| 一般県道  | 鹿島港潮来インター線 | 神栖市寄切(一般県道粟生木崎線交差)から<br>神栖市下幡木(鱈川橋交差点)まで              |
| 一般県道  | 平潟港線       | 北茨城市平潟(平潟港)から<br>北茨城市平潟(平潟港入口交差点)まで                   |
| 一般県道  | 谷原息栖東庄線    | 鹿嶋市鱈川(鱈川浄水場)から<br>神栖市下幡木(下幡木交差点)まで                    |
| 一般県道  | 野木古河線      | 古河市本町(本町2丁目交差点)から<br>古河市本町(一般県道東野田古河線交差)まで            |
| 一般県道  | 土浦港線       | 土浦市川口(土浦港)から<br>土浦市川口(土浦市道交差)まで                       |
| 一般県道  | 小山結城線      | 結城市小田林(栃木県界)から<br>結城市結城(続橋交差点)まで                      |
| 一般県道  | 磯崎港線       | ひたちなか市磯崎町(主要地方道水戸那珂湊線交差)から<br>ひたちなか市西十三奉行(西十三奉行交差点)まで |
| 一般県道  | 会瀬港線       | 日立市会瀬町(会瀬港)から<br>日立市会瀬町(会瀬町1丁目交差点)まで                  |

| 道路の種類 | 路線名         | 占用を制限する区域                                           |
|-------|-------------|-----------------------------------------------------|
| 一般県道  | 西関宿栗橋線      | 猿島郡五霞町江川(町道交差)から<br>猿島郡五霞町小福田(五霞町役場)まで              |
| 一般県道  | 佐貫停車場線      | 龍ヶ崎市佐貫(JR佐貫駅)から<br>龍ヶ崎市馴柴町(主要地方道土浦竜ヶ崎線交差)まで         |
| 一般県道  | 牛久停車場線      | 牛久市中央(JR牛久駅)から<br>牛久市栄町(栄町3丁目交差点)まで                 |
| 一般県道  | 石岡停車場線      | 石岡市国府(JR石岡駅)から<br>石岡市府中(国道355号交差)まで                 |
| 一般県道  | 豊岡佐和停車場線    | 那珂郡東海村村松(村松交差点)から<br>那珂郡東海村村松(村道交差)まで               |
| 一般県道  | 東海停車場線      | 那珂郡東海村舟石川(JR東海駅)から<br>那珂郡東海村舟石川東(主要地方道常陸那珂港山方線交差)まで |
| 一般県道  | 山内上小瀬線      | 常陸大宮市松之草(主要地方道日立緒川線交差)から<br>常陸大宮市上小瀬(総合支所北交差点)まで    |
| 一般県道  | 大甕停車場線      | 日立市大みか町2丁目(JR大甕駅)から<br>日立市大みか町(大みか駅入口交差点)まで         |
| 一般県道  | 常陸多賀停車場線    | 日立市千石町(JR常陸多賀駅)から<br>日立市千石町(常陸多賀駅入口交差点)まで           |
| 一般県道  | 東野田古河線      | 古河市三杉町(三杉町交差点)から<br>古河市本町(一般県道野木古河線交差)まで            |
| 一般県道  | 里見南中郷停車場線   | 北茨城市中郷町日棚(北茨城市道交差)から<br>北茨城市中郷町粟野(北茨城市道交差)まで        |
| 一般県道  | 下館停車場線      | 筑西市乙(JR下館駅)から<br>筑西市丙(田町交差点)まで                      |
| 一般県道  | 古河停車場線      | 古河市本町1丁目(JR古河駅)から<br>古河市本町2丁目(一般県道野木古河線交差)まで        |
| 一般県道  | 谷井田稲戸井停車場線  | つくばみらい市谷井田(一般県道常総取手線交差)から<br>守谷市みずき野(みずき野十字路交差点)まで  |
| 一般県道  | 上水戸停車場千波公園線 | 水戸市末広町(末広町1丁目交差点)から<br>水戸市千波町(主要地方道水戸神栖線交差)まで       |
| 一般県道  | 木崎雨引線       | 桜川市大国玉(一般県道東山田岩瀬線交差)から<br>桜川市大曾根(大曾根交差点)まで          |
| 一般県道  | 馬渡水戸線       | ひたちなか市勝倉(主要地方道水戸勝田那珂湊線交差)から<br>水戸市吉沼町(吉沼町交差点)まで     |
| 一般県道  | 谷和原筑西線      | 常総市水海道諏訪町(水海道郵便局前交差点)から<br>下妻市下妻(国道125号交差)まで        |
| 一般県道  | 谷和原筑西線      | 下妻市下妻(国道125号交差)から<br>筑西市西方(鎌田南交差点)まで                |
| 一般県道  | 茨城空港線       | 小美玉市与沢(茨城空港)から<br>小美玉市野田(一般県道紅葉石岡線交差)まで             |
| 一般県道  | 大和田羽生線      | 鉾田市大和田(菅野谷交差点)から<br>小美玉市与沢(茨城空港南交差点)まで              |

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占有の制限の開始の期日  
平成30年 4 月 1 日

茨城県告示第300号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づく常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可したので、同法第21条第3項の規定により告示する。

平成30年 3 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 組合の名称 常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 自 平成30年 3 月 19 日  
至 平成36年 3 月 31 日
- 3 施行地区 茨城県常総市三坂新田町字前田, 字向田, 字浦田, 字沖田の各一部, 三坂町字卯ノ起, 字向町, 字六畝町の各一部
- 4 事務所の所在地 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地 3
- 5 設立認可の年月日 平成30年 3 月 19 日
- 6 事業年度 初年度は, 設立認可の日から 3 月 31 日まで  
次年度からは, 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 7 公告の方法 組合事務所の掲示場及び常総市役所の掲示場に掲示

茨城県告示第301号

平成28年 9 月 30 日付け中央農土指令第 3 号をもって認可した, 常北土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・農業用用水）那珂西地区については, 平成30年 2 月 28 日に工事が完了した旨, 土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 3 第 1 項の規定により届出があったので, 同条第 2 項の規定により公告する。

平成30年 3 月 19 日

茨城県農林事務所長 塩原 克己

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消しを次のとおり行った。

平成30年 3 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒川 誠司

- 1 指定の取消し

| 区 分 | 名 称                          | 所 在 地       |
|-----|------------------------------|-------------|
| 病 院 | 医療法人社団源守会<br>会田記念リハビリテーション病院 | 守谷市同地字仲山360 |

2 指定の取消しの年月日 平成30年3月8日

茨城県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

平成30年3月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

1 不在者投票のできる施設の指定

| 区 分 | 名 称                      | 所 在 地       |
|-----|--------------------------|-------------|
| 病 院 | 医療法人三星会<br>茨城リハビリテーション病院 | 守谷市同地字仲山360 |

2 指定年月日 平成30年3月8日

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月19日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字町頭253番4

2 事業主の住所及び氏名

水戸市東野町240番地の3 ヴィルヌーブA棟201号

三 上 秀 和, 三 上 亜由美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字小橋743番1

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎366番地3

田 中 敦 史, 田 中 彩友美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字戸隠1322番1, 同番31, 同番32, 同番33, 同番34, 同番35, 同番36, 同番37, 同番38, 同番39, 同番40, 同番41, 同番42, 同番43, 同番44, 同番45, 同番46, 同番47, 同番48, 同番49, 同番50, 同番51

## 2 事業主の住所及び氏名

土浦市中高津一丁目15番17号

株式会社クラフト 代表取締役 稲 村 富士男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字実穀字寺子1502番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24, 同番25, 同番26, 同番27, 同番28, 同番29, 同番30, 同番31, 同番32, 同番33, 同番34, 同番35, 同番36, 同番37, 同番38, 同番39, 同番40, 同番41, 同番42, 同番43, 同番44, 同番45, 同番46, 同番47, 同番48, 同番49, 同番50, 同番51, 同番52, 同番53, 同番54, 同番55, 同番56, 同番57, 同番58, 同番59, 同番60, 同番61, 同番62, 同番63, 同番64, 同番65, 同番66, 同番67, 同番68, 同番69, 同番70, 同番71, 同番72, 同番73, 同番74, 同番75, 同番76, 同番77, 同番78, 同番79, 同番80, 同番81, 同番82, 同番83, 同番84, 同番85, 同番86, 同番87, 同番88, 同番89, 同番90, 同番91, 同番92, 同番93

## 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地

株式会社アイダ設計 代表取締役 會 田 貞 光

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字鈴木字南鳳凰50番9, 同番75, 同番90

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字鈴木79番地

宮 本 裕 司, 宮 本 香 織

## ●道路の廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成30年3月19日

茨城県知事 大井川 和 彦

| 廃止番号          | 廃止年月日     | 申 請 者                                  |                    | 道 路 の 位 置              | 道路の幅員及び延長    |               |
|---------------|-----------|----------------------------------------|--------------------|------------------------|--------------|---------------|
|               |           | 氏 名                                    | 住 所                |                        | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿七建指令<br>第11号 | 平成30年3月8日 | 関東地方整備局 鹿島<br>港湾・空港<br>整備事務所長<br>中嶋 義全 | 茨城県鹿嶋市大字栗<br>生2254 | 鹿嶋市神野3丁目1368<br>- 1の一部 | メートル<br>4.00 | メートル<br>35.03 |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)